

10 郵送による名簿登載事項変更届出等手続

東京都知事免許に係る名簿登載事項変更届出等手続については、郵送でも受付を行います。

■ 郵送受付の対象となる届出等

- 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届（従たる事務所の設置の届出については対象外）
- 廃業等届出書
- 免許証書換え交付申請書

■ 注意事項

- 「宅地建物取引業者名簿登載事項変更届」等で、提出期限（変更があった日から30日以内）を過ぎたものは郵送受付の対象外となります。
- 届出事項のうち、従たる事務所の設置については、郵送受付の対象外とします。
従たる事務所設置の手続については、宅地建物取引業免許申請Q&AのQ 4（61ページ）を参照してください。
- 書類の受付日は発送日ではなく、不動産課の受領日となります。
- 郵送による届出は対面で行う窓口への持参の届出に比べると、補正事項のやりとり、返送の手続に時間を要することが考えられます。また、補正事項が多い場合や補正内容によってはやむを得ず来庁していただくことがあります。

■ 郵送届出等の方法

《送付先》

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第二本庁舎3階

東京都住宅政策本部 民間住宅部不動産課 免許担当

※変更届出書等及びその添付書類には様々な個人情報が含まれていることから、必ず簡易書留又はレターパックプラスにより送付してください。これら以外の方法での郵送や郵送事故等により申請書類等が不動産課に到達しない場合については、届出者等の責任とさせていただきます。

《郵送届出等に必要な書類》

(1) 変更届等提出書類一式（正本1部・副本1部）

※副本がお手元に戻る前に届け出内容について、確認の連絡をすることがありますので、正本・副本のほか、手元に一部控えを御用意ください。

(2) 変更届出等郵送チェックリスト（58ページに記載）

(3) 返信用封筒

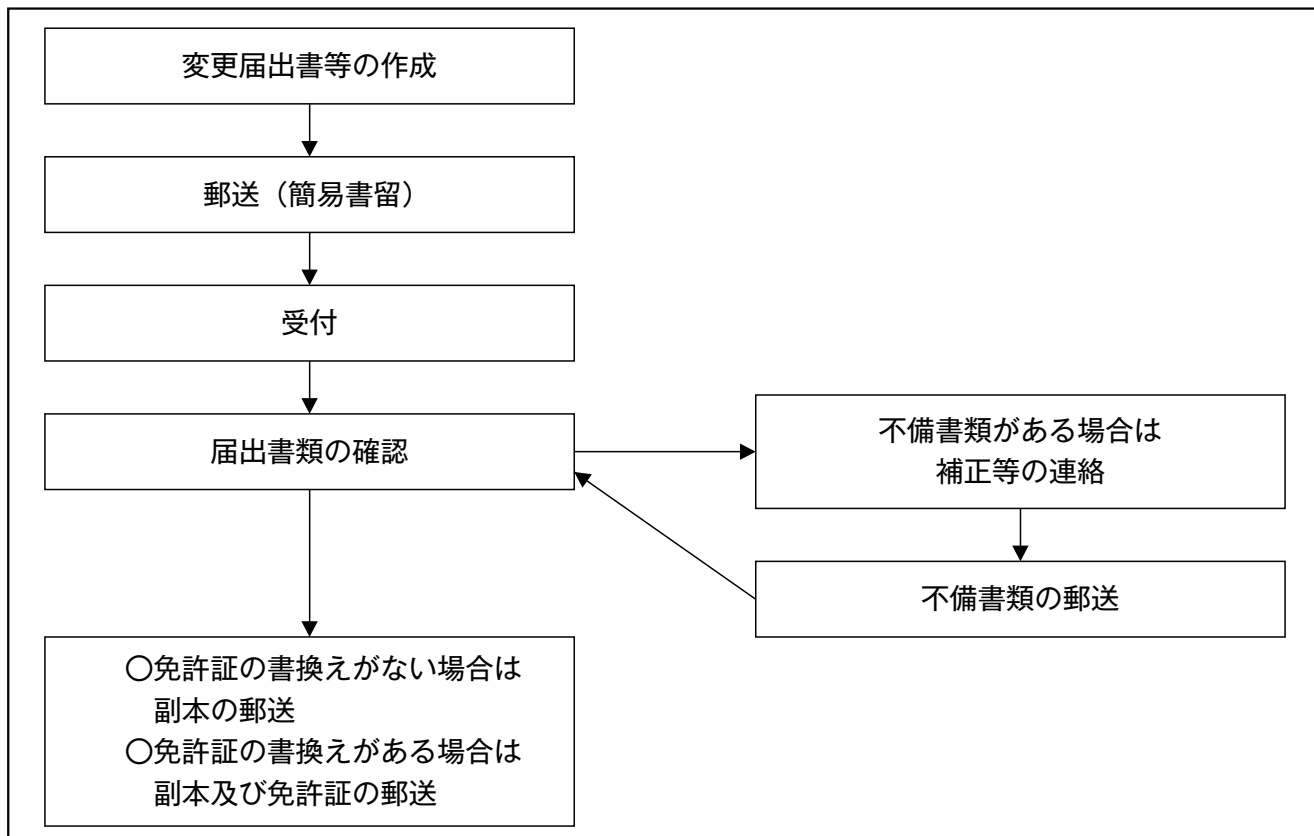
- ・ 変更届副本が入る大きさの封筒（角形2号）を御用意ください。
- ・ 返信先の住所を記載してください。
- ・ 免許証の書換えがある場合は、届出者（申請者）の住所（主たる事務所の所在地）を記載したものと副本を返信するものと2部御用意ください。
- ・ 返信に必要な料金分（郵便基本料金+簡易書留料金分）の切手を貼付してください（レターパックプラスでも可）。

※返信に必要な料金分の切手が貼付されていない場合は、不足分の切手を郵送いただくか、副本を受け取りに来ていただきます。

■ 受付後の処理

- 不備又は不足がある場合、審査において補正事項がある場合は届出者又は代理人に連絡します。
補正事項の内容は電話でお伝えするので、**平日の昼間に連絡可能な電話番号を郵送チェックリストに御記載ください。**
- 免許証の書換えがない場合
→同封された返信用封筒により、届出副本（受付印を押印したもの）を郵送します。
- 免許証の書換えがある場合
→同封された返信用封筒により、届出副本（受付印を押印したもの）及び免許証を郵送します。

■ 「宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書」受付の流れ（簡易書留による郵送の場合）



◆ 更新免許証・書換え免許証のみの郵送交付について

窓口で受付した「更新免許申請」及び「名簿登載事項変更届出」についても、希望される場合、更新免許証及び書換え免許証の郵送交付が可能です（※新規免許は郵送交付の対象外です）。

《郵送交付申請に必要な書類》

以下の書類等を、56ページ記載の送付先に、**必ず簡易書留又はレターパックプラスにより送付してください。**

- (1) 通知はがき
- (2) 郵送交付希望申出書（【様式】は、住宅政策本部HPからダウンロードしてください。）
- (3) 返信用の封筒
 - ①角形2号の封筒を御用意ください。
 - ②返信先は、申請者の住所（主たる事務所の所在地）を記載してください。
（代理受領する行政書士を送付先にする場合には、郵送交付希望申出書【様式】下段の委任状に記入してください。）
 - ③返信に必要な料金分（**郵便基本料金+簡易書留料金分**）の切手を貼付してください（**レターパックプラスでも可**）。